

(1)

第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額  
(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする)

(i) 第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定

保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(ii) 第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定

保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(小学校就学前

最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害

児に限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額  
(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする)

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定

保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)

に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定

保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

(3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受け

た基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三

第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定

保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする)

第二十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第四号」に改める。

第二十八条中「法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。」を削り、同項を「法第六条の二の二第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の二第一項に規定する指定通所支援及び同法第二十二条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省令第三号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福

祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 鹿嶋 恒久

厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令

(平成二十三年厚生労働省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号」を「第四

十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、同項第一号」を「同項第四号」に改める。

第二条第一項中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中

「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十

条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条

第六号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改

める。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第七条の二各号列記以外の部分中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に、「第

二号学校」を「第五号学校」に改め、同条第一号亦(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十

二項第四号」に改め、同号亦(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改

め、同条第二号ハ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号ハ(4)

中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第五号」に改める。

第八条中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同条第三号中「法第

三十九条第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に改める。

第九条第一項第十号口中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から

第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改め、同号ハ中「第四十条第二

項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第三項中「第三十九条第一号から第三号ま

で」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

省令

第十一条第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二条の二中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改める。

別表第四の二備考四中「第二号学校」を「第五号学校」に改める。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に、「次条」を「次項」に改め、同条を附則第一項とする。

附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同条中「又は附則第二条」を削り、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六条」を「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一年第五条)」に改め、「又は同法附則第九条第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第二項とする。

附則第二項とする。

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省  
厚生労働省令第四号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十五号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)を実施するため、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 駒 厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

第一 条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則(一部を改正)

改正する。

第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一

二第八項」に改める。別表第四の二に定める。

第四条第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(2)中「第一

二第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一

二第九項各号」に改める。

第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「限る」を「限る」(別表第四)に改める。

附則第四条第三項中「第三条第一号ト4」を「第三条第一号ワ」に改める。

附則第五条第三項中「新指定規則」を削る。

第一 条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第五条第九号の次に次の二号を加える。「法第四十条第二項第一号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する者と認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する者と認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する学校(別表第四の二において「第一号学校」といふ)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 修業年限は、六月以上(施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあっては、一月以上)であること。

ロ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。

ハ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ニ 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者  
(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(3) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む)又は高等専門学校において、教授する資格を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 法附則第二条第一項に規定する高等学校等(以下「特別高等学校等」という)の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

チ 一学級の定員は、五十人以下であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

ヌ 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。

ヲ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されおり、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、二、ヘ、ト及びヌからヲまでに該当するものであること。

ロ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ 口の専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

二 印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く）について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。

ヘ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認すること。

ト 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第九条第一項第十号口の次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第二号に規定する学校 面接授業を他の学校等に実施させる場合には、

当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目

第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十条第二項中「介護実習施設等に関する事項」の下に「同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十一条第三号中「異動」の下に「(実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に限る。)」を加える。

号口並びに第七条の二第一号ホに改める。

附則第二条第一項中「法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下この条において「特例高等学校等」という。）を「特例高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」に、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目的単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間（一単位時間を五十分とする。）を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。  
 (介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置)  
 第二条の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「(第三条 第七条関係)」を「(第三条 第七条の二関係)」に改める。

別表第四中「こころとからだのしくみの項の次に 医療的ケア」を「 医療的ケア」に改める。  
 五〇 五〇 を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、一二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の二表を加える。  
別表第四の二(第七条の二関係)

科	目	時間数

人間の尊厳と自立		五
社会の理解I		三〇
社会の理解II		一〇
介護の基本I		二〇
介護の基本II		二〇
コミュニケーション技術		二〇
生活支援技術I		二〇
生活支援技術II		二〇
介護過程I		二五
介護過程II		四五
介護過程III		一〇
発達と老化の理解I		二〇
発達と老化の理解II		一〇
認知症の理解I		一〇
認知症の理解II		一〇
障害の理解I		一〇
障害の理解II		一〇
医療的ケア		一〇
合計		四五〇

## 備考

一 介護過程IIIについては、面接授業により行うものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四 第二号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目的履修を免除することができる。

備考 別表第五科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術(医療的ケアを含む)」に改め、同表単位数欄中「九」を「十」、「五二」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。

一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

- 1 (施行期日)  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「新規則」という。)(第八条又は附則第二条に定める基準による社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十二号)以下「法」という。)第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)第四条の規定による改正後の法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他行為は、この省令の施行前においても行うことができる。
- 3 法第四十条第二項第二号の指定を受けた学校の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十二条第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における新規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

○文部科学省令第五号  
厚生労働省令第五号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日 文部科学大臣 駆 恒久  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令  
社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年厚生労働省令第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号ホ(5)中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

附 則  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号  
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令  
(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十三条の次の五条を加える。

(特定適用事業所の該当の届出)  
第二十三条の二 初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)以下「年金機能強化法」という。附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所(第一号及び次条第一項第二号において「特定適用事業所」という)となつた適用事業所の事業主(事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、

第十八条第三項に次の「号」を加える。

七 第十五条の二第六号の区別

第十九条第四項に次の「号」を加える。

七 第十五条の二第六号の区別

第十九条の二第一項に次の「号」を加える。

六 第十五条の二第六号の区別

第十九条の二第一項に次の「号」を加える。

六 第十五条の二第六号の区別

第二十一条の二の次に次の「号」を加える。

(被保険者等の区別変更の届出)

第二十一条の三 事業主(船舶所有者を除く。以下この条において同じ。)は、被保険者に係る第十

五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所  
二 基礎年金番号  
三 変更の年月日  
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

2 事業主は、七十歳以上の使用される者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、

当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所  
二 基礎年金番号  
三 変更の年月日  
四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

第二十九条の二中「及び」を「」に、「第二十二条まで」を「第二十二条の二まで及び第二十二

条」に改める。

第四十七条の二の二第三項中「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「機能強化法」という。)」を「年金機能強化法」に改め、同条第四項中「機能強化法」を「年金機能強化法」に改める。

第八十八条の十第一項第一号ハ中「標準酬月額等」を「標準報酬月額等」に改める。

第八十九条の三第一項中「実施機関」を「各実施機関」に改める。

第九十三条第二号の次に次の「号」を加える。

二の二 第十四条の四第一項の規定による申出書の受理

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(短時間労働者の報酬の決定に関する経過措置)

第一条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十八年十月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法

施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月」とする。

「施行日の属する月」とする。

第三条 施行日から平成二十八年十月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の厚生年

金保険法施行規則第九条の四の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した

月(七十歳以上の使用者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つた月。次号において同じ。)とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)」の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月」とする。

と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

(厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定による七十歳以上の使用者の要件に関する経過措置)

第四条 施行日前において、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条に規定する七十歳以上の使用者(以下「七十歳以上の使用者」という。)に該当する者であつて、施行日まで引き続き七十歳以上の使用者に該当するものについては、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。次条において「年金機能強化法」という。)第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条(同条第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後引き続き施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第五条 当分の間、年金機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この条において「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者(前条の規定により引き続き七十歳以上の使用者に該当するものを除く。以下この条において「短時間労働者」という。)又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定にかかわらず、同条に定める要件に該当しないものとする。

#### ○厚生労働省令第七十六号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉社士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉社士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

社会福祉社士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉社士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十二条の改正規定中「に改め」の下に「同条第三号中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め」を加え、同令第二十二条第三項の改正規定中「第四十条第二項第一号」を「第三号」を加え、同令第二十三条第一項の改正規定を削り、同令第二十八条第一項第一号の改正規定中

「第三号まで」を「第三号まで若しくは第四十条第二項第一号若しくは第二号」に、「第三号まで若しくは第五号」を「第五号まで」に改め、同令附則第一条の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法

様式第五及び様式第六を次のように改める。

## 様式第五(第24条関係)(表面)

取入印紙  
(消印しないこと。)

## 介護福祉士試験受験申込書

氏名	(姓)				(名)				※ 整理番号			
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成				年	月	日	性別		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
郵便番号					本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)				都道府県	本籍地コード		
現住所	都道府県											
電話番号												
受験希望地	都道府県											
受験資格 (裏面を参照のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 実務者研修		勤務先名					職種	年月～年月			
			研修機関名						年月～年月			
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 + 実務経験		勤務先名					職種	年月～年月			
			研修機関名						年月～年月			
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 介護職員基礎研修課程 + 嗜痰吸引等研修		勤務先名					職種	年月～年月			
			研修機関名						修了年月		年月	
	<input type="checkbox"/> 高等学校等		学校名 [及び] 専攻科			卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	年	月
	<input type="checkbox"/> 特例高等学校等 + 実務経験 (9月以上)		学校名 [及び] 専攻科			卒業年月		平成		年	年	月
	<input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等		勤務先名 (実務経験)			職種	期間		年月～年月			
	<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回	第	回	提出する受験 票の受験番号						
<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請		介護技術講習修了年月日 (見込み)		平成	年	月	日					
<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回	<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回		提出する受験 票の受験番号							
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日  
厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏名

印

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の連絡先)	名称		所属	
			電話番号	
その他 (帰省先等の連絡先)	名称 又は 氏名		受験者との関係	
			電話番号	

## 受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第5号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課 + 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第4号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) + 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士養成施設等	・介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者 ・社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書

## 備考

- 1 該当する□は、□と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 7 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる
- 8 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 9 実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 10 実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 11 喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 12 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 13 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 14 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 15 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第六(第26条関係)

介護福祉士登録申請書											
フリガナ 氏名	(姓)				(名)				性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日	本籍地 <small>(外国籍の場合は、その国籍)</small>		都道府県	本籍地コード		
フリガナ 現住所	都道府県										
郵便番号				電話番号							
試験に合格した年月	平成		年	月	試験合格証書番号						
<p>(実地研修を修了した喀痰吸引等行為)</p> <p><input type="checkbox"/>口腔内の喀痰吸引  <input type="checkbox"/>鼻腔内の喀痰吸引  <input type="checkbox"/>気管カニューレ内部の喀痰吸引  <input type="checkbox"/>胃ろう又は腸ろうによる経管栄養  <input type="checkbox"/>経鼻経管栄養</p> <p>(受験資格)</p> <p><input type="checkbox"/>実務経験+実務者研修  <input type="checkbox"/>高等学校等  <input type="checkbox"/>特例高等学校等+実務経験(9月以上)  <input type="checkbox"/>介護福祉士養成施設等</p> <p>(欠格事由)</p> <p><input type="checkbox"/>成年被後見人又は被保佐人  <input type="checkbox"/>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者  <input type="checkbox"/>社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者  <input type="checkbox"/>法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p>											
<p>私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。</p>											
<p>平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者</p> <p>氏名 <span style="float: right;">印</span></p>											
収入印紙 (消印しないこと。)											
<p>又は領収証書をはること。</p>											

- 備考 1 該当する□は、□と記入すること。  
 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。  
 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。  
 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
 また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。  
 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第一条を次のように改める。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第二条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のようにより改正する。

第一条中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第二条第一項中「第四十条第二項第五号」に改め、同条第一項中

「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第三号まで」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第六号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第六条中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第七条の二各号列記以外の部分中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に、「第

二号養成施設」を「第五号養成施設」に改め、同条第一号水(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四

十条第二項第四号」に改め、同号水(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二号八(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号

八(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改める。

第八条第一項第十号口中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改め、同号八中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同号

三号第三項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第十条第三号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号ま

で」に改める。

第四条を次のように改める。

(健康保険法施行規則等の一部改正)

第四条 次に掲げる省令の規定中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の六第三項第二十一号

二 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第九条の五第三項第二十一号

三 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第七十七条の六第二十号

第五条のうち、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百七条第六十一号の

改正規定中、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に、同令第七百十二条第二十二号の

四の改正規定中、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」に及び同令第七百四十二条第二

十六号の改正規定中、「附則第二条第一項」を「附則第九条第一項」にを削る。

附則第二条を削り、附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、

たゞし書を削り、同条の見出し及び条名を削る。

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(以下「平成二十三年改正省令」という。)の施行の際現に平成二十三年改正省令第一条の規定による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、平成二十三年改正省令第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 平成二十三年改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(附則)

○厚生労働省令第七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)を実施するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改める。

第二条 第十九条第二号中「厚生労働大臣が別に定める実習に係る」を「相談援助実習指導及び相談援助実習」に改める。

第二十一条中「中等教育学校」の下に「あつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの」を加える。

第二十八条第一項中「又は養成施設」を「養成施設、高等学校又は中等教育学校」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「指定」の下に「又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定」を加える。

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を次のように改める。

第二十一条に次の一号を加える。

三 三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法

第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

八 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第百六号)附則第二

号の実地研修を除く)の課程

口 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三に規定する介

護職員初任者研修課程

イ 法附則第四条第二項に規定する「からん」研修(別表第三第三号の基本研修及び同表第二

三十一年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法

第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

八 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第百六号)附則第二

号の実地研修を除く)の課程

二 旧訪問介護員省令第一条に規定する二級課程

木 旧訪問介護員省令第一条に規定する三級課程

ヘ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)によ

る改正前の介護保険法施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程

ト イからへまでに掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

第二十二条第三項中「第一号」の下に「若しくは第二号又は前条第三号」を加える。

第二十三条第一項中「及びこころとからだのしくみの領域」を「こころとからだのしくみの領

域及び医療的ケアの領域」に改める。

第二十六条の三第二項第一号中「介護福祉士」の下に「基本研修又は社会福祉士介護福祉士養

成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第四若しくは別表第五若しくは社会福祉士

介護福祉士学校指定規則附則第二条第一項第二号の表、別表第四、別表第四の二若しくは別表第五

に定める医療的ケア(次号において「医療的ケア」という。)を修了している場合であつて、「を加え、同項第二号中「介護福祉士が」の下に「基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、「を加える。

第二十八条第一項第一号中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「第

四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置)

第一条の二第二十二条第三号中「修得したもの」とあるのは、「修得したもの及び三年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程

を修了した者であつて、附則第十三条第三号の「からん」研修(別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く)を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

## 様式第三（第 12 条、第 26 条関係）

様式第三、様式第五及び様式第六を次のように改める。

## 登録事項変更届出書

収入印紙  
(消印しないこと。)資格  
住所  
登録年月日  
登録番号  
(フリガナ)  
氏名社会福祉士  
介護福祉士

年 月 日 生

社会福祉士及び介護福祉士法 第 28 条  
第 42 条第 1 項 の登録事項に下記のとおり変更が  
ありましたので届け出ます。

## 1 氏名、本籍地、その他の事項（社会福祉士・介護福祉士共通）

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
(フリガナ) 氏名				
本籍地 (都道府県名)				

## 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの（介護福祉士のみ）

実地研修を修了した行為	変更前	変更後	備考
口腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鼻腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
経鼻経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏

名印

- 備考 1 指定試験機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙をはらないこと。
- 2 該当する□は、☑と記入すること。
- 3 1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。
- 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 様式第五（第24条関係）（表面）

取入印紙 (消印しないこと。)		介護福祉士試験受験申込書											
フリガナ 氏名		(姓)		(名)						※ 整理番号			
生年月日		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月	日	性別		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
郵便番号				本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)				都道府県		本籍地コード			
フリガナ 現住所		都道府県											
電話番号													
受験希望地		都道府県											
受験資格 (裏面を参照のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 実務者研修		勤務先名			職種			期間	年月～年月			
			研修機関名					年月～年月					
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 <input type="checkbox"/> + 実務経験		勤務先名			職種				年月～年月			
			研修機関名					年月～年月					
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修課程 + 啞痰吸引等研修		勤務先名			職種			修了年月				
			研修機関名					修了年月(見込み)				年月	
	<input type="checkbox"/> 高等学校等		学校名 〔及び〕 専攻科			卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年		月
	<input type="checkbox"/> 特例高等学校等 + <input type="checkbox"/> 実務経験 (9月以上)		学校名 〔及び〕 専攻科			卒業年月		平成			年		月
			勤務先名 (実務経験)			職種			期間	年月～年月			
	<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出			提出する受験票の 試験実施回		第	回	提出する受験 票の受験番号					
<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請			介護技術講習修了年月日 (見込み)		平成	年	月		日				
<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出			提出する受験票の 試験実施回		<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回	提出する受験 票の受験番号							
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望					<input type="checkbox"/> 有				<input type="checkbox"/> 無				

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏名

印

(裏面)

## 連絡先

勤務先 (昼間等の連絡先)	名 称		所 属	
			電 話 番 号	
そ の 他 (帰省先等の連絡先)	名 称 又は 氏 名		受 験 者 と の 関 係	
			電 話 番 号	

## 受験資格及び添付書類一覧

区分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第2号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第1号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) + 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

## 備考

- 1 該当する□は、□と記入すること。
- 2 整理番号欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- 4 この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 7 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。
- 8 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 9 実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 10 実務者研修の修了見込証明書の提出をもつて申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 11 咳痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもつて申し込む者は、当該咳痰吸引等研修修了後、遅滞なく、咳痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 12 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 13 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 14 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 15 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもつて介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第六（第26条関係）

## 介護福祉士登録申請書

フリガナ 氏名	(姓) (名)						性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)		都道府県	本籍地コード		
フリガナ 現住所	都道府県									
資格第39条各号のうち該当するもの 社会福祉士及び介護福祉士法	<input type="checkbox"/> 第1号 (介護福祉士養成施設等（修業年限2年以上）を卒業した者)						卒業した介護福祉士養成施設等	養成施設等の名称		
	<input type="checkbox"/> 第2号 (社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等（修業年限1年以上）を卒業した者)							卒業した年月	平成	年
	<input type="checkbox"/> 第3号 (保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等（修業年限1年以上）を卒業した者)						養成施設等コード			
	<input type="checkbox"/> 第4号 (介護福祉士試験に合格した者)						試験に合格した年月	平成	年	月
							試験合格証書番号			
その他	<p>(実地研修を修了した喀痰吸引等行為)</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> <p>(欠格事由)</p> <p><input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p>									

私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏名

印

収入印紙  
(消印しないこと。)

又は領収証書をはること。

- 備考 1 該当する□は、□と記入すること。  
 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。  
 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。  
 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH.Bの鉛筆を使用すること。  
 また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。  
 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第三条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一

条第五項各号」を「第一条の二第五項」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の

二第八項」に改め、同号ト(1)中「これら」を「これ」に改める。

第四条第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(2)中「第一

条第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一

条二第九項各号」に改める。

第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「限る」(別表第四)に改め、同条第一号中「あつては」を「あ

つては」に改める。

第四条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第一号」を加える。

第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十条第二項第二号」に改める。

第五条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を

教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚

生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する

と認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保

健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七条の二 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設（別表第五において「第二号養成施設

という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準  
イ 修業年限は、六月以上（施行規則第二十一条第三号に掲げる者にあつては、一月以上）であること。

ロ 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。  
ハ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第一の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

二 別表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設

等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。

本ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技

能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとし

てあらかじめ届け出されたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有す

ると認められる者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、

かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

（1）介護福祉士の資格を有すること。

（2）学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学

校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教

授する資格を有する者

（3）学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する高等学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教

授する資格を有する者

（4）法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別

表第五に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若し

くはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に關し五年以上の経験を有する

者

（5）特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年

以上の経験を有する者

二 印刷教材は、別表第五の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時

間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

（3）（2）（1） 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

（3） 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

本印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第五の科目の欄に定める各科目(面接授業により行う科目を除く。)について一回以上行うこととし、添削に当たつては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。

ハ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされることにつき確認をすること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条第一項第十号の次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第二号に規定する養成施設 面接授業を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該他の養成施設等において実施する面接授業の科目

第八条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設に係る第一項の」に改める。

第九条第二項中「介護実習施設等に関する事項」の下に「同号ハに掲げる他の養成施設等に関する事項」を加える。

第十条第三号中「異動」の下に「(実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設に限る。)」を加える。

第十三条中「並びに第五条第六号及び第十四号」を「第五条第六号、第九号の二及び第十四号並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

別表第二中「(第三条—第七条の二関係)」を「(第三条—第七条の二関係)」に改める。

別表第四中「(こらだのしくみの項の次に五〇五〇)」を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を

「一、一二〇」に、「一、一五五」を「一、一〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 第一号養成施設における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の厳密と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。  
三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。

四 第二号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目的履修を免除することができる。  
(社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)  
第五条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第二十三条の表下欄中「若しくは(こらだのしくみの領域)」を「(こらだのしくみの領域若しくは医療的ケアの領域)」に改める。  
(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令一部改正)

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十一条の改正規定中「第四十条第二項第六号」を「第四十条第二項第三号」に改め、「中等教育学校」の下に「であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの」を加え、同令附則第一条の二の改正規定を削る。

別表第五 (第七条の二関係)

科	目	時間数
五	五〇	五〇

備考	一 介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。 二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。 三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行いうよう努めるものとする。 四 第二号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目的履修を免除することができる。 (社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正) 第五条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(昭和六十二年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。 第二十三条の表下欄中「若しくは(こらだのしくみの領域)」を「(こらだのしくみの領域若しくは医療的ケアの領域)」に改める。 (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令一部改正)	合	計
五〇	四五〇	五〇	

(健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正) 第七条 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の次に五条を加える改正規定(第二十三条の六第三項第二十一号に係る部分に限る。)及び第二条のうち厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第九条の二の次に四条を加える改正規定(第九条の五第三項第二十一号に係る部分に限る。)中「第四十条第二項第一号」を「第三十九条第一号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第二十二条第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十一年法律第三十号。以下この条において「法」という。)第二条第二項に規定する「介護等」をいう。)の業務に従事した者であつて、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号。以下「平成二十八年改正法」という。)第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正後平成十九年改正法」という。)附則第二条第二項の規定による指定を受けた改正後平成十九年改正法第二条の二の規定による改正後の法第四十条第二項第二号に規定する学校又は養成施設(平成二十八年改正法附則第三十二条の規定により改正後平成十九年改正法附則第二条第二項の規定によりされたものとみなされた指定を受けた学校又は養成施設を含む。)において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものについては、この省令の施行前ににおいても、新規則第二十二条第三項の規定の例により行うことができる。

法第四十条第二項第二号の指定を受けた養成施設の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(新規則第二十二条第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における第四条の規定にさされている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

法第四十条第二項第二号の指定を受けた養成施設の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(新規則第二十二条第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における第四条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限・養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部及び社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第一百八十五号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日  
厚生労働大臣 堀崎 恒久  
社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(社会福祉法施行規則の一部改正)

第一条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「あつて」を「あつて」に改める。

第一条の二の次に次の二条を加える。

(法人が事業活動を支配する法人等)

第一条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該の法人(第三項各号において「子法人」という。)とする。

令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該の者とする。

前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員

ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

ハ 当該評議員に就任した日前五年以内に又はロに掲げる者であつた者

ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

当該法人の評議員に選任されたことがある者

(法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第一条の四 法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 全国を単位として行われる事業

二 地域を限定しないで行われる事業

三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

四 前各号に類する事業

第二条第五項中「(法第三十条第二項の法人にあつては、副本二通)」を削る。

第七条 第五十六条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第九条第一項中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二号」に改め、同条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「届出は」の下に「同条第一号に掲げる書類及び告書」の下に「をそれぞれ」を加え、同条第三項を削る。

第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

法第五十九条の二第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合においては、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

第三十三条ただし書を削る。

第十八条中「第五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二十条中「第六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「第十一一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第三十二条第四号及び第三十三条第二項第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

る。

第二十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十一条第二十一号中「規定する」の下に「書類及び」を加え、同条第二十一号及び第二十三号を削る。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正) (昭和三十六年厚生省令第三十六号) の一部を

次のように改正する。

目次中「第九条」を「第八条の二」に改める。

第三条の三第一項第六号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第七号中

「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定する」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める」に改める。

第六条第二項中「第九条第二項」を「第九条」に改める。

第三章中第九条の前に次の二条を加える。

(措置入所障害児関係業務割合)

第八条の二令第六条第二項第一号に規定する措置入所障害児関係業務割合は、当該事業年度の前年度の各月の初日における同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設を利用する児童の合計数(当該施設の運営が前年度の三月一日以後に開始された場合にあつては、当該施設の運営が開始された日及びその翌月の初日における当該児童の合計数(当該施設の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日における当該児童の数))のうち、児童福祉法(昭和二年法律第百六十四号)第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられたものの占める割合とする。

第九条中「第六条第二項ただし書」を「第六条第二項第一号」に、「同項ただし書」を「同号」に改める。

第十四条第一項第四号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第五号中「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定する」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める」に、「同項ただし書」を「同項各号」に改め、「使用される」の下に「施設又は」を加え、同条第二項中「第六条第二項第一号に規定する」を「第六条第二項第一号に定める」に、「当該特定職員数」を「当該措置入所障害児関係業務従事職員数又は同項第二号に定める」に、「当該特定職員数」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第二条第一号  
二 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)第七条の二第一号

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第十四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改定する。

別表第一の表一社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項中「第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第三社会福祉法の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

別表第三社会福祉法の項中「第四十四条第四項の規定による書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第四社会福祉法の項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第六項」に改める。

附 则 (施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)以下「社会福祉法等改正法」という。附則第二十六条第二項又は社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第百八十五号。以下「整備令」という)附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を独立行政法人福祉医療機構(以下この条において「機構」という)に提出して行わなければならない。

一 届出を行う共済契約者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地  
二 届出に係る社会福祉法等改正法附則第二十六条第一項に規定する障害者支援施設等又は整備令附則第一条第一項に規定する地域活動支援センター等の名称、種類及び所在地  
三 その他機構が必要と認める事項

第三条 当分の間、第二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則(以下「新規則」という。第二条第一項第六号、第三条の二第三号及び第三条の三第四号の規定の適用については、新規則第二条第一項第六号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号。以下「介護保険法等改正法」という)附則第二十七条第一項又は社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号。以下「社会福祉法等改正法」という)附則第三十条第一項」と、新規則第三条の二第三号中「法第六条第五項」とあるのは「法第六条第五項、介護保険法等改正法附則第二十七条第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十条第一項」と、新規則第三条の三第四号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等改正法附則第二十七条第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十条第一項」とする。

第四条 当分の間、新規則第五条の規定は、社会福祉法等改正法附則第三十条第一項の規定に基づく退職手当共済契約の解除について準用する。

○厚生労働省令第七十九号  
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十四条第一項及び第三項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準を次のように定める。  
平成二十八年三月三十一日

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十四条第一項及び第三項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準を次のように定める。

第三章 総則(第一条・第二条)

社会福祉法人会計基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 会計帳簿(第三条・第六条)

本(5)

厚生労働大臣 塩崎 恭久

## 第三章 計算書類等

## 第一節 総則(第七条 第十一条)

## 第二節 資金収支計算書(第十二条 第十八条)

## 第三節 事業活動計算書(第十九条 第二十四条)

## 第四節 貸借対照表(第二十五条 第二十八条)

## 第五節 計算書類の注記(第二十九条)

## 第六節 附属明細書(第三十条)

## 第七節 財産目録(第三十一条 第三十四条)

## 附則

## 第一章 総則

## (社会福祉法人会計の基準)

- 第一条 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。
- 第二 社会福祉法人は、この省令に定めるものほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。
- 第三 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。

## (会計原則)

- 第一条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録(以下「計算書類等」という。)を作成しなければならない。
- 一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する眞実な内容を明瞭に表示すること。
- 二 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。
- 三 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 四 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

## 第二章 会計帳簿

## (会計帳簿の作成)

- 第三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第四十四条第三項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

## 2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

## (資産の評価)

- 第二条 資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。
- 2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合には、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であつて、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができます。

4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徵收不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徵收することができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもつて保有する債券をいう。第二十九条第一項第十一号において同じ。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

(負債の評価)

第五条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一 賞与引当金

(純資産)

第六条 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たつて財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第二十二条第四項において「国庫補助金等」という。)の額を計上するものとする。

3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

第三章 計算書類等

第一節 総則

(計算書類等)

第七条 社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、次に掲げるものとする。

一 各会計年度に係る次に掲げる貸借対照表

イ 法人単位貸借対照表

ロ 貸借対照表内訳表

ハ 事業区分貸借対照表内訳表

二 拠点区分貸借対照表

一 各会計年度に係る次に掲げる収支計算書

イ 次に掲げる資金収支計算書

二 法人単位資金収支計算書

三 拠点区分資金収支計算書

四 事業区分資金収支内訳表

五 拠点区分資金収支計算書

□ 次に掲げる事業活動計算書

(1) 法人単位事業活動計算書

(2) 事業活動内訳表

(3) 各会計年度に係る計算書類の附属明細書

(4) 抱点区分事業活動計算書

社会福祉法人は、次の各号に定める計算書類の作成を省略することができる。

一 事業区分（法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。）が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 前項第一号□並びに第二号イ(2)及びロ(2)

二 抱点区分（社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。）の数が一である場合 前項第一号□及びハ並びに第二号イ(2)及びロ(2)及び口(3)

三 事業区分において抱点区分の数が一である場合 前項第一号ハ並びに第二号イ(3)及びロ(3)

（総額表示）

第八条 計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもつて表示しなければならない。

第九条 計算書類等に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。  
（会計の区分）  
第十一条 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び抱点区分を設けなければならない。  
第十二条 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二節 資金收支計算書  
（資金収支計算書の内容）  
第十三条 支払資金は、流動資産及び流動負債（経常的な取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）とし、支払資金残高は、当該流动資産と流动負債との差額とする。  
（資金収支計算書の範囲）  
第十四条 資金收支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。（資金収支計算の方法）  
第十五条 資金收支計算書は、次に掲げる収支に区分するものとする。  
一 事業活動による収支  
二 施設整備等による収支  
三 その他の活動による収支

（資金収支計算書の構成）

第十六条 前条第一号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入（受取利息配当金収入を含む。）及び支出（支払利息支出を含む。）を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。

2 前条第二号に掲げる収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。

3 前条第三号に掲げる収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入（受取利息配当金収入を除く。）及び支出（支払利息支出を除く。）並びに同条第一号及び第二号に掲げる収支に属さない収入及び支出を記載し、同条第三号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。

4 資金収支計算書には、第一項の事業活動資金収支差額、第二項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。

5 法人単位資金収支計算書及び抱点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

6 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。

7 法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。

8 資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

9 抱点区分資金収支計算書は、抱点区分別に情報を表示するものとする。

（資金収支計算書の種類及び様式）

第十七条 法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。

2 資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 抱点区分資金収支計算書は、抱点区分別に情報を表示するものとする。

4 第一項から前項までの様式は、第一号第一様式から第四様式までのとおりとする。

（資金収支計算書の勘定科目）

第十八条 資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第一のとおりとする。

（事業活動計算書の書類）

第十九条 事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

（事業活動計算書の区分）

第二十条 事業活動計算書は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

2 事業活動計算を行って当たっては、事業区分、抱点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

（事業活動計算書の区分）

第二十一条 事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。

一 サービス活動増減の部

二 特別増減の部

三 繰越活動増減差額の部

## (事業活動計算書の構成)

- 第二十二条** 前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。
- 2 前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。
- 3 事業活動計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算するものとする。
- 4 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なもの）を除くことを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。
- 5 事業活動計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。
- 6 前条第四号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれら額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。
- 第二十三条** 法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。
- 事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。
- 拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別的情報を表示するものとする。
- 第二十四条** 事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第二のとおりとする。
- 第四節 貸借対照表**
- (貸借対照表の内容)
- 第二十五条** 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。
- (貸借対照表の区分)
- 第二十六条** 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。
- (貸借対照表の種類及び様式)
- 第二十七条** 法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。
- 2 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。
- 第二十八条** 貸借対照表の勘定科目は、第一項から前項までの様式は、第三号第一様式から第四様式までのとおりとする。
- (貸借対照表の勘定科目)
- 第二十九条** 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項
- 二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- 三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- 四 法人で採用する退職給付制度
- 五 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分
- 六 基本財産の増減の内容及び金額
- 七 基本金又は固定資産の売却若しくは処方に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行つた場合には、その旨、その理由及び金額
- 八 担保に供している資産に関する事項
- 九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高
- 十 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- 十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- 十二 関連当事者との取引の内容に関する事項
- 十三 重要な偶発債務
- 十四 重要な後発事象
- 十五 その他社会福祉法人の資金收支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- 一 当該社会福祉法人の役員及びその親族
- 2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 当該社会福祉法人の役員及びその親族
- 二 前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人
- (附属明細書の構成)
- 第三十条** 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
- 2 社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。
- 一 借入金明細書
- 二 寄附金収益明細書
- 三 补助金事業等収益明細書
- 四 事業区分間及び拠点区分間織入金明細書

## (第五節 計算書類の注記)

- 第二十九条** 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項
- 二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- 三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- 四 法人で採用する退職給付制度
- 五 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分
- 六 基本財産の増減の内容及び金額
- 七 基本金又は固定資産の売却若しくは処方に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行つた場合には、その旨、その理由及び金額
- 八 担保に供している資産に関する事項
- 九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高
- 十 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- 十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- 十二 関連当事者との取引の内容に関する事項
- 十三 重要な偶発債務
- 十四 重要な後発事象
- 十五 その他社会福祉法人の資金收支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- 一 当該社会福祉法人の役員及びその親族
- 2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 当該社会福祉法人の役員及びその親族
- 二 前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人
- (附属明細書)
- 第三十条** 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
- 2 社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。
- 一 借入金明細書
- 二 寄附金収益明細書
- 三 补助金事業等収益明細書
- 四 事業区分間及び拠点区分間織入金明細書

- 五 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
- 六 基本金明細書
- 七 国庫補助金等特別積立金明細書
- 八 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
- 九 引当金明細書
- 十 拠点区分資金収支明細書
- 十一 拠点区分事業活動明細書
- 十二 積立金・積立資産明細書
- 十三 サービス区分間繰入金明細書
- 十四 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
- 十五 就労支援事業別事業活動明細書
- 十六 就労支援事業製造原価明細書
- 十七 就労支援事業販管費明細書
- 十八 就労支援事業明細書
- 十九 授産事業費用明細書
- 二十 社会福祉法人は、前項の規定にかかるわざ、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。
- 二十一 第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。
- 第七節 財産目録
- （財産目録の内容）
- 第二十二条 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債といふれ、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。
- （財産目録の区分）
- 第二十三条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。
- （財産目録の金額）
- 第二十四条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同じとする。
- （財産目録の種類及び様式）
- 第二十五条 財産目録は、法人全体について表示するものとする。この様式は、社会・援護局長が定めたるものとする。
- （施行期日）
- 第一項の省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 第二項の省令の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算書類等の作成について適用し、平成二十七年度以前の余計年度に係るのについては、なお従前の例による。
- 別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）
- 収入の部
- 事業活動による収入

大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入

利用者負担金収入（公費）	利用者負担金収入（一般）
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入
介護予防報酬収入	介護予防報酬収入
介護負担金収入（公費）	介護負担金収入（一般）
介護予防負担金収入（公費）	介護予防負担金収入（一般）
介護予防報酬収入	介護予防報酬収入
介護負担金収入（公費）	介護負担金収入（一般）
介護予防負担金収入（公費）	介護予防負担金収入（一般）
居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入
介護予防支援介護料収入 事業費収入	介護予防支援介護料収入
事業費収入	事業費収入
事業負担金収入（公費）	事業負担金収入（公費）
施設サービス利用料収入	施設サービス利用料収入
居宅介護サービス利用料収入	居宅介護サービス利用料収入
地域密着型介護サービス利用料収入	地域密着型介護サービス利用料収入
食費収入（公費）	食費収入（公費）
食費収入（一般）	食費収入（一般）

平成28年3月31日 木曜日

報 告

		施設型給付費収入
	保育事業収入	
居住費収入 (公費)		施設型給付費収入
居住費収入 (一般)		利用者負担金収入
介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入		特別施設型給付費収入
その他の利用料収入		利用者負担金収入
その他の事業収入		地域型保育給付費収入
補助金事業収入		地域型保育給付費収入
市町村特別事業収入		利用者負担金収入
受託事業収入		特別地域型保育給付費収入
その他の事業収入		利用者負担金収入
(保険等査定減)		委託費収入
老人福祉事業収入		利用者等利用料収入 (公費)
措置事業収入		利用者等利用料収入 (一般)
	事業費収入	その他の利用料収入
	その他の利用料収入	私的契約利用料収入
運営事業収入		その他の事業収入
	管理費収入	補助金事業収入
	その他の利用料収入	受託事業収入
	補助金事業収入	その他の事業収入
	その他の事業収入	
その他の事業収入		
	管理費収入	
	その他の利用料収入	
	その他の事業収入	
就労支援事業収入	(向)事業収入	
	障害福祉サービス等事業 収入	自立支援給付費収入
		介護給付費収入
		特別介護給付費収入
		訓練等給付費収入
		特別訓練等給付費収入
		地域相談支援給付費収入
		特別地域相談支援給付費収入
		計画相談支援給付費収入
		特別計画相談支援給付費収入
児童福祉事業収入		
	措置費収入	
	事務費収入	
	事業費収入	
	私的契約利用料収入	
	その他の事業収入	
	補助金事業収入	
	受託事業収入	
	その他の事業収入	

障害児施設給付費収入	障害児通所給付費収入	訪問看護利用料収入	訪問看護基本利用料収入
特別障害児通所給付費収入	特別障害児通所給付費収入	訪問看護その他の利用料収入	
障害児入所給付費収入			
障害児相談支援給付費収入			
特別障害児相談支援給付費収入			
利用者負担金収入		(保険等査定減)	
補助給付費収入	特定障害者特別給付費収入	(何)事業収入	(何)事業収入
	特別特定障害者特別給付費収入	その他の事業収入	その他の事業収入
	特定入所障害児食費等給付費収入	受託事業収入	受託事業収入
特定費用収入		その他の事業収入	その他の事業収入
その他の事業収入	補助金事業収入	(何)収入	(何)収入
	受託事業収入	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入
	その他の事業収入	経常経費寄附金収入	
(保険等査定減)		受取利息配当金収入	
生活保護事業収入	事務費収入	受入研修費収入	
措置費収入	事業費収入	利用者等外給食費収入	
授産事業収入	(何)事業収入	雑収入	
利用者負担金収入	流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益	
その他の事業収入	補助金事業収入	有価証券評価益	益替差益
	受託事業収入	施設整備等による収入	
		大区分	中区分
医療事業収入	入院診療収入	施設整備等補助金収入	小区分
	室料差額収入	施設整備等補助金収入	
	外来診療収入	設備資金借入金元金償還補助金収入	
	保健予防活動収入	施設整備等寄附金収入	
	受託検査・施設利用収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入	
	訪問看護療養費収入		

訪問看護利用料収入	訪問看護基本利用料収入
訪問看護その他の利用料収入	
補助金事業収入	
受託事業収入	
その他の医療事業収入	
受託事業収入	
その他の医療事業収入	
(何)事業収入	
補助金事業収入	
受託事業収入	
その他の事業収入	
(何)事業収入	
補助金事業収入	
受託事業収入	
その他の事業収入	
借入金利息補助金収入	
経常経費寄附金収入	
受取利息配当金収入	
受入研修費収入	
利用者等外給食費収入	
雑収入	
有価証券売却益	
有価証券評価益	
益替差益	
施設整備等による収入	
大区分	中区分
中区分	小区分
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入
設備資金借入金元金償還補助金収入	
施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入
設備資金借入金元金償還寄附金収入	

固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入		
	器具及び備品売却収入		
	(同) 売却収入		
その他の施設整備等による収入			
	(同) 収入		
その他の活動による収入			
大区分	中区分	小区分	
長期運営資金借入金元金償還等附帯収入			
長期運営資金借入金収入			
長期貸付金回収収入			
投資有価証券売却収入			
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入		
	長期預り金積立資産取崩収入		
	(同) 積立資産取崩収入		
事業区分間長期借入金収入			
拠点区分間長期借入金収入			
事業区分間長期貸付金回収収入			
拠点区分間長期貸付金回収収入			
事業区分間繰入金収入			
拠点区分間繰入金収入			
サービス区分間繰入金収入			
その他の活動による収入	(同) 収入		

支出の部			
事業活動による支出			
大区分	中区分	小区分	
人件費支出	役員報酬支出		
	職員給料支出		
	職員賞与支出		
	非常勤職員給与支出		
	派遣職員費支出		
	退職給付支出		
	法定福利費支出		
事業費支出	給食費支出		
	介護用品費支出		
	医薬品費支出		
	診療・療養等材料費支出		
	保健衛生費支出		
	医療費支出		
	被服費支出		
	教養娯楽費支出		
	日用品費支出		
	保育材料費支出		
	本人支給金支出		
	水道光熱費支出		
	燃料費支出		
	消耗器具備品費支出		
	保険料支出		
	賃借料支出		
	教育指導費支出		
	就職支度費支出		
	葬祭費支出		
	車輛費支出		

管理費返還支出		
(何) 費支出		
雜支出		
事務費支出		
福利厚生費支出		
職員被服費支出		
旅費交通費支出		
研修研究費支出		
事務消耗品費支出		
印刷製本費支出		
水道光熱費支出		
燃料費支出		
修繕費支出		
通信運搬費支出		
会議費支出		
広報費支出		
業務委託費支出		
手数料支出		
保険料支出		
賃借料支出		
土地・建物賃借料支出		
租税公課支出		
保守料支出		
涉外費支出		
諸会費支出		
(何) 費支出		
雜支出		
就労支援事業支出	就労支援事業版壳原価支出	就労支援事業製造原価支出
(何) 支出		就労支援事業仕入支出
雜支出	就労支援事業版管費支出	
授産事業支出	(何) 事業支出	
(何) 支出		
利用者負担軽減額		
支払利息支出		
その他の支出	利用者等外給食費支出	
雜支出		
流動資産評価損等による 資産減少額	有価証券売却損	有価証券評価損
燃料費支出	資產評価損	(何) 評価損
修繕費支出	為替差損	
通信運搬費支出	徵收不能額	
会議費支出		
施設整備等による支出		
	大区分	中区分
		小区分
設備資金借入金元金償還 支出		
固定資産取得支出	土地取得支出	
	建物取得支出	
	車輛運搬具取得支出	
	器具及び備品取得支出	
	(何) 取得支出	
固定資産除却・廃棄支出		
ファイナンス・リース債 務の返済支出		
その他の施設整備等によ る支出	(何) 支出	

その他の活動による支出		
大区分	中区分	小区分
長期運営資金借入金元金償還支出		
長期貸付金支出		
投資有価証券取得支出		
積立資産支出		
事業区分間長期貸付金支出		
拠点区分間長期貸付金支出		
事業区分間長期貸付金返済支出		
拠点区分間長期借入金返済支出		
事業区分間繰入金支出		
拠点区分間繰入金支出		
サービス区分間繰入金支出		
その他の活動による支出		
別表第二 事業活動計算書勘定科目 (第二十四条関係)		
収益の部		
サービス活動増減による収益		
大区分	中区分	小区分
介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益
		利用者負担金収益 (公費)
		利用者負担金収益 (一般)
		(向) 支出

(利用者負担金収益)		
介護負担金収益 (公費)	介護負担金収益 (一般)	介護予防負担金収益 (公費)
介護予防負担金収益 (一般)	介護負担金収益 (一般)	介護予防負担金収益 (一般)
地域密着型介護料収益 (介護報酬収益)	地域密着型介護サービス利用料収益	地域密着型介護サービス利用料収益
介護報酬収益	介護予防報酬収益	介護予防報酬収益
介護負担金収益 (公費)	介護負担金収益 (一般)	介護負担金収益 (一般)
介護予防負担金収益 (公費)	介護予防負担金収益 (一般)	介護予防負担金収益 (一般)
介護予防支援介護料収益	介護予防支援介護料収益	介護予防支援介護料収益
事業費収益	事業費収益	事業費収益
事業負担金収益 (公費)	事業負担金収益 (一般)	事業負担金収益 (一般)
施設サービス利用料収益	施設サービス利用料収益	施設サービス利用料収益
居宅介護サービス利用料収益	居宅介護サービス利用料収益	居宅介護サービス利用料収益
地域密着型介護サービス利用料収益	地域密着型介護サービス利用料収益	地域密着型介護サービス利用料収益
食費収益 (公費)	食費収益 (一般)	食費収益 (一般)
居住費収益 (公費)	居住費収益 (一般)	居住費収益 (一般)
介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益
その他の利用料収益	その他の利用料収益	その他の利用料収益

その他の事業収益	補助金事業収益	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費収益
	市町村特別事業収益	利用者負担金収益	利用者負担金収益
	受託事業収益	特別地域型保育給付費収益	特別地域型保育給付費収益
	その他の事業収益	利用者負担金収益	利用者負担金収益
(保険等査定減)			
老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益	利用者等利用料収益(公費)
		事業費収益	利用者等利用料収益(一般)
		その他の利用料収益	その他の利用料収益
		その他の事業収益	私的契約利用料収益
運営事業収益	管理費収益	その他の事業収益	補助金事業収益
	その他の利用料収益		受託事業収益
	補助金事業収益		その他の事業収益
	管理費収益		介護給付費収益
	その他の事業収益		特別介護給付費収益
			訓練等給付費収益
その他の事業収益			特別訓練等給付費収益
			地域相談支援給付費収益
			特別地域相談支援給付費収益
			計画相談支援給付費収益
			特別計画相談支援給付費収益
児童福祉事業収益	措置費収益	障害児施設給付費収益	障害児通所給付費収益
			特別障害児通所給付費収益
			障害児入所給付費収益
			特別障害児相談支援給付費収益
			特別障害児相談支援給付費収益
私的契約利用料収益			
その他の事業収益			
保育事業収益	施設型給付費収益	施設型給付費収益	施設型給付費収益
			利用者負担金収益
			利用者負担金収益
			利用者負担金収益
特例施設型給付費収益			

平成 28 年 3 月 31 日

日曜日

補足給付費収益	(何) 事業収益	その他の事業収益	補助金事業収益
特別障害者特別給付費収益			受託事業収益
特定入所障害児食費等給付費収益			その他の事業収益
特定費用収益	(何) 収益	(何) 収益	
その他の事業収益	補助金事業収益	受託事業収益	
	その他の事業収益	サービス活動外増減による収益	
(保険等査定減)	大区分	中区分	小区分
生活保護事業収益	事務費収益	借入金利息補助金収益	
	事業費収益	受取利息配当金収益	
授産事業収益	(何) 事業収益	有価証券評価益	
利用者負担金収益		有価証券売却益	
その他の事業収益	補助金事業収益	投資有価証券売却益	
	受託事業収益	投資有価証券評価益	
	その他の事業収益	その他のサービス活動外収益	受入研修費収益
医療事業収益	入院診療収益	利用者等外給食収益	
	室料差額収益	為替差益	
	外来診療収益	雑収益	
	保健予防活動収益	特別増減による収益	
	受託検査・施設利用収益	大区分	中区分
	訪問看護事業費収益	施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益
	訪問看護利用料収益	訪問看護基本利用料収益	施設資金借入金元金償還補助金収益
	訪問看護その他の利用料収益		
その他の医療事業収益	補助金事業収益	施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益
	受託事業収益	施設資金借入金元金償還補助金収益	施設資金借入金元金償還補助金収益
	その他の医業収益	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	
	(保険等査定減)	固定資産受贈額	(何) 受贈額

固定資産売却益	車輛運搬具売却益	教養娯楽費
	器具及び備品売却益	日用品費
(向) 売却益		保育材料費
事業区分間繰入金収益		本人支給金
拠点区分間固定資産移管 収益		水道光熱費
拠点区分間固定資産移管 収益		燃料費
その他特別収益	微取不能引当金戻入益	消耗器具備品費
費用の部		保険料
サービス活動増減による費用		賃借料
大区分	中区分	教育指導費
人件費		就職支援費
	役員報酬	葬祭費
	職員給料	車輛費
	職員賞与	(向) 費
	賞与引当金繰入	雜費
	非常勤職員給与	福利厚生費
	派遣職員費	職員被服費
	退職給付費用	旅費交通費
	法定福利費	研修研究費
事業費	給食費	事務消耗品費
	介護用品費	印刷製本費
	医薬品費	水道光熱費
	診療・療養等材料費	燃料費
	保健衛生費	修繕費
	医療費	通信運搬費
	被服費	会議費

教養娯楽費	日用品費
	保育材料費
	本人支給金
	水道光熱費
	燃料費
	消耗器具備品費
	保険料
	賃借料
	教育指導費
	就職支援費
葬祭費	
車輛費	
(向) 費	
雜費	
福利厚生費	
職員被服費	
旅費交通費	
研修研究費	
事務消耗品費	
印刷製本費	
水道光熱費	
燃料費	
修繕費	
通信運搬費	
会議費	

広報費			
業務委託費			
手数料			
保険料			
賃借料			
土地・建物賃借料			
租税公課			
保守料			
涉外費			
諸会費			
(可) 費			
雜費			
就労支援事業費用			
就労支援事業販売原価	期首製品 (商品) 帳卸高		
	当期就労支援事業製造原価		
	当期就労支援事業仕入高		
	期末製品 (商品) 帳卸高		
就労支援事業販管費			
授産事業費用			
(可) 事業費			
(向) 費用			
利用者負担額減額			
減価償却費			
国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)		
徴収不能額	国庫補助金等特別積立金積立額		
徴収不能引当金繰入	災害損失		
その他の費用	事業区分間繰入金費用		
	拠点区分間固定資産移管費用		
	拠点区分間固定資産移管費用		
	その他の特別損失		

サービス活動外増減による費用			
大区分	中区分	小区分	
支払利息			
有価証券評価損			
有価証券売却損			
投資有価証券評価損			
投資有価証券売却損			
利用者等外給食費			
為替差損			
維持損失			
特別増減による費用			
大区分	中区分	小区分	
基本金組入額			
資産評価損			
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損		
	車両運搬具売却損・処分損		
	器具及び備品売却損・処分損		
	その他の固定資産売却損・処分損		
国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)			
国庫補助金等特別積立金積立額			
災害損失			
事業区分間繰入金費用			
拠点区分間固定資産移管費用			
拠点区分間固定資産移管費用			
その他の特別損失			

## 繰越活動増減差額の部

大区分	中区分	小区分
前期繰越活動増減差額		
当期末繰越活動増減差額		
基本金取崩額		
その他の積立金取崩額	(向) 積立金取崩額	
その他の積立金積立額	(向) 積立金積立額	
次期繰越活動増減差額		

別表第三 貸借対照表勘定科目(第二十八条関係)

## 資産の部

大区分	中区分	小区分
流動資産		
現金預金		
有価証券		
事業未収金		
未収金		
未収補助金		
未収収益		
受取手形		
貯蔵品		
医薬品		
診療・療養費等材料		
給食用材料		
商品・製品		
仕掛品		
原材料		
立替金		
前払金		
前払費用		
1年以内回収予定期間貸付金		
1年以内回収予定期間事業区分間長期貸付金		
1年以内回収予定期間区分間長期貸付金		
短期貸付金		
事業区分間貸付金		
拠点区分間貸付金		
仮払金		
その他の流動資産		
徴収不能引当金		

固定資産  
(基本財産)

土地	
建物	
定期預金	
投資有価証券	
土地	
建物	
構築物	
機械及び装置	
車両運搬具	
器具及び備品	
建設仮勘定	
有形リース資産	
権利	
ソフトウェア	
無形リース資産	
投資有価証券	
長期貸付金	
事業区分間長期貸付金	
拠点区分間長期貸付金	
退職給付引当資産	
長期預り金積立資産	
(向) 積立資産	
差入保証金	
長期前払費用	
その他の固定資産	

固定資産  
(基本財産)

大区分	中区分	小区分
流動負債		
短期運営資金借入金		
事業未払金		
その他の未払金		

支払手形  
役員等短期借入金  
1年以内返済予定設備資金借入金  
1年以内返済予定長期運営資金借入金  
1年以内返済予定期員等長期借入金  
1年以内返済予定期員等長期債務  
1年以内返済予定期員区分間長期借入金  
1年以内返済予定期員区分間長期借入金  
1年以内支払予定期未払金  
未払費用  
預り金  
職員預り金  
前受金  
前受収益  
事業区分間借入金  
拠点区分間借入金  
板受金  
賞与引当金  
その他の流動負債  
設備資金借入金  
長期運営資金借入金  
リース債務  
役員等長期借入金  
事業区分間長期借入金  
拠点区分間長期借入金  
退職給付引当金  
長期未払金  
長期預り金  
その他の固定負債

(自) 平成年月日 (至) 平成年月日  
(単位:円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 (同)事業収入 (可)収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額				
事業活動による収支				
事業活動収入計(1)				
人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 (同)支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)				
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				

純資産の部	大区分	中区分	小区分	支出
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	(同)積立金			

施設整備等補助金収入						
施設整備等寄附金収入						
設備資金借入金収入						
固定資産売却収入						
その他の施設整備等による収入						
施設整備等による収支						
施設整備等収入計(4)						
設備資金借入金元金償還支出						
固定資産取得支出						
固定資産除却 廃棄支出						
フアイナンス・リース債務の返済支出						
その他の施設整備等による支出						
施設整備等支出計(5)						
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
長期運営資金借入金収入						
長期貸付金回収収入						
投資有価証券売却収入						
積立資産取崩収入						
その他の活動による収入						
その他の活動収入計(7)						
長期運営資金借入金元金償還支出						
長期貸付金支出						
投資有価証券取得支出						
積立資産支出						
その他の活動による支出						
その他の活動支出計(8)						
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
予備費支出(10)	XXXXX	-	XXX			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	XXXXX	-	XXX			

資金収支内訳表						
			(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日			
(単位:円)						
勘定科目	事業	福祉	公益事業	収益事業	合計	内訳取引 消去
法人合計						
介護保険事業収入						
老人福祉事業収入						
児童福祉事業収入						
保育事業収入						
就労支援事業収入						
障害福祉サービス等事業収入						
生活保護事業収入						
医療事業収入						
(同)事業収入						
(同)収入						
借入金利息補助金収入						
経常経費寄附金収入						
受取利息配当金収入						
その他の収入						
流動資産評価益等による資金増加額						
事業活動収入計(1)						
人件費支出						
事業費支出						
事務費支出						
就労支援事業支出						
授産事業支出						

(注) 予備費支出△×××円は(同)支出に充当使用した額である。  
※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第二様式 (第七条関係)

前期末支払資金残高(2)						
当期末支払資金残高(1)+(2)						

支出 (何) 支出 利用者負担額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等 による資金減少額	長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 その他の活動による収入
事業活動支出計(2) (3)=(1)-(2)	施設整備等による収支
事業活動資金收支差額 収入 施設整備等補助金 施設整備等寄附金 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入	収入 施設整備等収入計(4) 設備資金借入金元 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計(5)
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	他の活動による収支 計(7) 長期運営資金借入金元償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得 積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 その他の活動による支出 計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)
長期運営資金借入金元償還金 収入 長期運営資金借入金収入	前期末支払資金残高(11) 当期末支払資金残高 (10)+(11)

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

## (向)事業区分 資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位:円)

## 第一号第三様式(第七条関係)

勘定科目	(向)拠点	(向)拠点	(向)拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 合計	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)
介護保険事業収入							その他の支出 による流動資産評価損等 による資本減少額
老人福祉事業収入							
児童福祉事業収入							
保育事業収入							
就労支援事業収入							
障害福祉サービス等事業収入							
生活保護事業収入							
医療事業収入							
(向)事業収入							
(向)収入							
借入金利息補助金収入							
経常経費寄附金収入							
受取利息配当金収入							
その他の収入							
流動資産評価益等による資金増加額							
事業活動収入計(1)							

施設整備等による収支	施設整備等収入計 (4)	施設整備等支出計 (5)	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)
収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	その他の支出 による流動資産評価損等 による資本減少額
支出			
人件費支出	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回收回入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入		
事業費支出			
就労支援事業支出			
授産事業支出			
(向)支出			
利用者負担控減額			
支払利息支出			

		その他の活動による収支	
事業区分間長期貸 付金回収収入			
拠点区分間長期貸 付金回収収入			
事業区分間繰入金 収入			
拠点区分間繰入金 収入			
その他の活動による 収入			
計(7)			
長期運営資金借入 金元金償還支出			
長期貸付金支出			
投資有価証券取得 支出			
積立資産支出			
事業区分間長期貸 付金支出			
拠点区分間長期貸 付金支出			
事業区分間長期借 入金返済支出			
拠点区分間長期借 入金返済支出			
事業区分間繰入金 支出			
拠点区分間繰入金 支出			
その他の活動によ る支出			
計(8)			
その他活動資金收支 差額(9)=(7)-(8)			
当期資金收支差額合 計(10)=(3)+(6)+(9)			
前期末支払資金残高(11)			
当期末支払資金残高 (10)+(11)			

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

		勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
介護保険事業収入						
施設介護料収入						
介護報酬収入						
利用者負担金収入 (公費)						
利用者負担金収入 (一般)						
居宅介護料収入						
(介護報酬収入)						
介護報酬収入						
(利用者負担金収入)						
介護負担金収入 (公費)						
介護負担金収入 (一般)						
介護予防負担金収入 (公費)						
介護予防負担金収入 (一般)						
地域密着型介護料収入						
(介護報酬収入)						
介護報酬収入						
介護予防報酬収入						
(利用者負担金収入)						
介護負担金収入 (公費)						
介護負担金収入 (一般)						
介護予防負担金収入 (公費)						
介護予防負担金収入 (一般)						
居宅介護支援介護料収入						
介護予防支援介護料収入						
事業費収入						
事業負担金収入 (公費)						
事業負担金収入 (一般)						

利用者等利用料収入	私的契約利用料収入
施設サービス利用料収入	その他の事業収入
居宅介護サービス利用料収入	補助金事業収入
地域密着型介護サービス利用料収入	受託事業収入
食費収入 (公費)	その他の事業収入
食費収入 (一般)	保育事業収入
居住費収入 (公費)	施設型給付費収入
居住費収入 (一般)	施設型給付費収入
介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入	利用者負担金収入
その他の利用料収入	特例施設型給付費収入
その他の事業収入	利用者負担金収入
受託事業収入	特例施設型給付費収入
補助金事業収入	利用者負担金収入
市町村特別事業収入	地域型保育給付費収入
その他の事業収入	特例地域型保育給付費収入
(保険等査定減)	利用者負担金収入
老人福祉事業収入	委託費収入
措置事業収入	利用者等利用料収入
事務費収入	利用者等利用料収入 (公費)
事業費収入	利用者等利用料収入 (一般)
その他の利用料収入	その他の利用料収入
他の事業収入	私的契約利用料収入
運営事業収入	その他の事業収入
管理費収入	補助金事業収入
その他の利用料収入	受託事業収入
補助金事業収入	その他の事業収入
その他の事業収入	就労支援事業収入
管理費収入	(何) 事業収入
その他の利用料収入	障害福祉サービス等事業収入
その他の事業収入	自立支援給付費収入
その他の事業収入	介護給付費収入
児童福祉事業収入	特例介護給付費収入
措置費収入	訓練等給付費収入
事務費収入	特例訓練等給付費収入
事業費収入	地域相談支援給付費収入

私的契約利用料収入	利用者等利用料収入
その他の事業収入	利用者等利用料収入
補助金事業収入	利用者等利用料収入
受託事業収入	利用者等利用料収入
その他の事業収入	利用者等利用料収入
保育事業収入	施設型給付費収入
施設型給付費収入	施設型給付費収入
利用者負担金収入	利用者負担金収入
特例施設型給付費収入	特例施設型給付費収入
利用者負担金収入	特例施設型給付費収入
地地域型保育給付費収入	地地域型保育給付費収入
特例地域型保育給付費収入	特例地域型保育給付費収入
利用者負担金収入	利用者負担金収入
委託費収入	委託費収入
利用者等利用料収入	利用者等利用料収入
利用者等利用料収入 (公費)	利用者等利用料収入 (公費)
利用者等利用料収入 (一般)	利用者等利用料収入 (一般)
その他の利用料収入	その他の利用料収入
私的契約利用料収入	私的契約利用料収入
その他の事業収入	その他の事業収入
補助金事業収入	補助金事業収入
受託事業収入	受託事業収入
その他の事業収入	その他の事業収入
就労支援事業収入	就労支援事業収入
(何) 事業収入	(何) 事業収入
障害福祉サービス等事業収入	障害福祉サービス等事業収入
自立支援給付費収入	自立支援給付費収入
介護給付費収入	介護給付費収入
特例介護給付費収入	特例介護給付費収入
訓練等給付費収入	訓練等給付費収入
特例訓練等給付費収入	特例訓練等給付費収入
地域相談支援給付費収入	地域相談支援給付費収入

		事業活動による収支
特例地域相談支援給付費収入		
計画相談支援給付費収入		
特例計画相談支援給付費収入		
障害児施設給付費収入		
障害児通所給付費収入		
特例障害児通所給付費収入		
障害児所賄付費収入		
障害児相談支援給付費収入		
特例障害児相談支援給付費収入		
利用者負担金収入		
補足給付費収入		
特定障害者特別給付費収入		
特例特定障害者特別給付費収入		
特定入所障害児食費等給付費収入		
特定費用収入		
その他の事業収入		
補助金事業収入		
受託事業収入		
その他の事業収入		
(保険等査定減)		
生活保護事業収入		
措置費収入		
事務費収入		
事業費収入		
授産事業収入		
(向)事業収入		
利用者負担金収入		
その他の事業収入		
補助金事業収入		
受託事業収入		
その他の事業収入		
保健予防活動収入		
受託検査・施設利用収入		
訪問看護療養費収入		
訪問看護利用料収入		
訪問看護基本料利用料収入		
訪問看護その他の利用料収入		
その他の医療事業収入		
補助金事業収入		
受託事業収入		
その他の医療事業収入		
(保険等査定減)		
(向)事業収入		
(向)事業収入		
借入金利息補助金収入		
経常経費寄附金収入		
受取利息配当金収入		
その他の収入		
受入研修費収入		
利用者等外給食費収入		
雑収入		
流動資産評価益等による資金増加額		
有価証券売却益		
有価証券評価益		
為替差益		
事業活動収入計(1)		
人件費支出		
役員報酬支出		
職員給料支出		
職員賞与支出		

非常勤職員給与支出
派遣職員費支出
退職給付支出
法定福利費支出
事業費支出
給食費支出
介護用品費支出
医薬品費支出
診療・療養等材料費支出
保健衛生費支出
医療費支出
被服費支出
教養娛樂費支出
日用品費支出
保育材料費支出
本人支給金支出
水道光熱費支出
燃料費支出
消耗器具備品費支出
保險料支出
賃借料支出
教育指導費支出
就職支度費支出
葬祭費支出
車輛費支出
管理費返還支出
(同) 費支出
雜支出
事務費支出
福利厚生費支出
職員被服費支出
旅費交通費支出
研修研究費支出
事務消耗品費支出
印刷製本費支出
水道光熱費支出
燃料費支出
修繕費支出
通信運搬費支出

會議費支出			
広報費支出			
業務委託費支出			
手数料支出			
保険料支出			
賃借料支出			
土地・建物賃借料支出			
租税公課支出			
保守料支出			
港外費支出			
諸会費支出			
(同) 費支出			
雜支出			
就労支援事業支出			
就労支援事業製造原価支出			
就労支援事業仕入支出			
就労支援事業販管費支出			
授産事業支出			
(同) 事業支出			
利用者負担額減額			
支払利息支出			
その他の支出			
利用者等外給食費支出			
雜支出			
流動資産評価損等による資金減少額			
有価証券売却損			
資産評価損			
有価証券評価損			
(同) 評価損			
為替差損			
微収不能額			
事業活動支出計(2)			
事業活動資金收支差額(3)=(1)-(2)			

			施設整備等補助金収入
			施設整備等補助金収入
			設備資金借入金元金償還補助 金収入
			施設整備等寄附金収入
			施設整備等寄附金収入
			設備資金借入金元金償還寄附 金収入
			設備資金借入金収入
			固定資産売却収入
			車両運搬具売却収入
			器具及び備品売却収入
			その他の施設整備等による収入
			(何) 収入
			施設整備等収入計(4)
			設備資金借入金元金償還支出
			固定資産取得支出
			土地取得支出
			建物取得支出
			車両運搬具取得支出
			器具及び備品取得支出
			(何) 取得支出
			固定資産除却・廃棄支出
			ファイナンス・リース債務の返 済支出
			その他の施設整備等による支出
			(何) 支出
			施設整備等支出計(5)
			(6)=(4)-(5)
			施設整備等資金収支差額
			長期運営資金借入金元金償還寄 附金収入
			長期運営資金借入金収入
			長期貸付金回収収入
			投資有価証券売却収入
			積立資産取崩収入
			退職給付引当資産取崩収入
			施設整備等による収支
			他の活動による収支
			長期預り金積立資産取崩収入
			(何) 積立資産取崩収入
			事業区分間長期借入金収入
			拠点区分間長期借入金収入
			事業区分間長期貸付金回収収入
			拠点区分間貸付金回収収入
			事業区分間長期貸付金回収収入
			拠点区分間長期貸付金回収収入
			その他の活動による収入
			(何) 収入
			その他の活動収入計(7)
			長期運営資金借入金元金償還支 出
			長期貸付金支出
			投資有価証券取得支出
			積立資産支出
			退職給付引当資産支出
			長期預り金積立資産支出
			(何) 積立資産支出
			事業区分間長期貸付金支出
			拠点区分間長期貸付金支出
			事業区分間長期借入金返済支出
			拠点区分間長期借入金返済支出
			事業区分間長期借入金返済支出
			拠点区分間長期貸付金支出
			その他の活動による支出
			(何) 支出
			その他の活動支出計(8)
			その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)
			予備費支出(10)
			△×××
			当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)
			前期未支払資金残高(12)
			当期末支払資金残高(12)+(11)

(注) 予備費支出△×××円は(向)支出に充当使用した額である。

※本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区切る必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

法人単位事業活動計算書

第二号第一様式(第七条関係)

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
介護保険事業収益			
老人福祉事業収益			
児童福祉事業収益			
保育事業収益			
就労支援事業収益			
障害福祉サービス等事業収益			
生活保護事業収益			
医療事業収益			
(何)事業収益			
(何)収益			
経常経費寄附金収益			
その他の収益			
サービス活動収益計(1)			
人件費			
事業費			
事務費			
就労支援事業費用			
授産事業費用			
(何)費用			
利用者負担控除額			
減価償却費			
国庫補助金等特別積立金取崩額			
徴収不能引当金繰入			
その他の費用			
サービス活動費用計(2)			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

サービス活動外増減の部 収益 費用	サービス活動外収益計(4) 支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外収益	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益
サービス活動外費用 収益	サービス活動外費用計(5) サービス活動外収益計(4) サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	サービス活動外費用 施設整備等補助金収益 施設整備等寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 固定資産売却益 その他の特別収益 特別収益計(8)
特別増減の部 費用	特別増減の部 費用	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益
国庫補助金等特別積立金取崩額 等)	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却) 国庫補助金等特別積立金積立額	△×××
△×××	△×××	△×××

平成28年3月31日

報

災害損失						
その他の特別損失						
特別費用計(9)						
特別増減差額(10)=(8)-(9)						
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)						
前期繰越活動増減差額(12)						
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)						
基本金取崩額(14)						
その他の積立金取崩額(15)						
その他の積立金積立額(16)						
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)-(15)-(16)						

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

事業活動内訳表

第二号第二様式(第七条関係)

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目	社会福祉 事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人合計	授産事業費用 (句)費用	利用者負担軽減額	減価償却費	国庫補助金等特別 積立金取崩額	徴収不能額	徴収不能引当金繰 入	△×××	△×××	△×××	△×
介護保険事業収益							借入金利息補助金 収益									
老人福祉事業収益							受取利息配当金收 益									
児童福祉事業収益							有価証券評価益									
保育事業収益							有価証券売却益									
就労支援事業収益							投資有価証券評価 益									
障害福祉サービス 等事業収益							投資有価証券売却 益									
生活保護事業収益							その他のサービス 活動外収益									
医療事業収益							サービス活動外取 益(4)									
(何)事業収益							支払利息									
経常経費寄附金收 益							有価証券評価損 損									
その他の収益							投資有価証券売却 損									
サービス活動収益							投資有価証券評価 損									
計(1)							その他のサービス 活動外費用									
人件費							サービス活動外費用									
事業費							費用計(1)									
事務費							その他のサービス 活動外費用									
就労支援事業費用							その他のサービス 活動外費用									

サービス活動増減の部

サービス活動外費 用計(5)		サービス活動外増減差額 額(6)=(4)-(5)		経常増減差額(7)=(3)+(6)		特別増減の部	
施設整備等補助金 収益	施設整備等寄附金 収益	長期運営資金借入 金元金償還寄附金 収益	固定資産受贈額	固定資産売却益	事業区分間購入金 収益	事業区分間固定資 産移管収益	その他の特別収益
特別収益計(8)	基本金組入額	固定資産売却損 処分損	国庫補助金等特別 積立金取崩額(除 却等)	国庫補助金等特別 積立金積立額	災害損失	事業区分間購入金 費用	事業区分間固定資 産移管費用
(10)=(8)-(9)							

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

(向)事業区分 事業活動内訳表  
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日  
(単位:円)

第二号第三様式(第七条関係)

勘定科目	(向)拠点	(向)拠点	(向)拠点	合計	当期活動増減差額 (1)= $(7)+(10)$	前期繰越活動増減差額 (2)
					内部取引 消去	事業区分 合計
介護保険事業収益						
老人福祉事業収益						
児童福祉事業収益						
保育事業収益						
就労支援事業収益						
障害福祉サービス 等事業収益						
生活保護事業収益						
医療事業収益						
(向)事業収益						
(向)収益 経常経費寄附金収 益						
その他の収益						
サービス活動収益 計(1)						

		活動増減の部	
		サービス費	その他のサービス活動費用
		サービス活動外費	サービス活動外費用計(5)
(何)費用		授産事業費用	授産事業費用額(6)=(4)-(5)
人件費	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
事業費	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
事務費	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
就労支援事業費用	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
授産事業費用	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
(何)費用	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
利用者負担軽減額	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
減価償却費	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
国庫補助金等特別 徴収不能額	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
国庫補助金等特別 徴収不能額	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
その他他の費用	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
サービス活動費用	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
計(2)	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
借入金利息補助金 受取利息配当金收 益	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価 益	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
投資有価証券売却 益の他のサービス 活動外収益	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
サービス活動外収 益 益計(4)	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価 損	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
サービス活動外収 益 損	積立金取崩額	積立金取崩額	△××
		サービス活動外増減の部	
		特別増減の部	
		施設整備等補助金 収益	施設整備等寄附金 収益
		長期運営資金借入 金元金償還寄附金 収益	長期運営資金借入 金元金償還寄附金 収益
		固定資産受贈額 収益	固定資産受贈額 収益
		固定資産売却益 収益	固定資産売却益 収益
		事業区分間繰入金 収益	事業区分間繰入金 収益
		拠点区分間繰入金 収益	拠点区分間繰入金 収益
		事業区分間固定資 産移管収益	事業区分間固定資 産移管収益
		拠点区分間固定資 産移管収益	拠点区分間固定資 産移管収益
		その他特別収益	その他特別収益
特別収益計(8)			
		基本基金組入額 資産評価損 固定資産売却損・ 処分損	基本基金組入額 資産評価損 固定資産売却損・ 処分損
		国庫補助金等特別 積立金取崩額(除 却等)	国庫補助金等特別 積立金取崩額(除 却等)
		国庫補助金等特別 積立金積立額 災害損失	国庫補助金等特別 積立金積立額 事業区分間繰入金 費用
		事業区分間繰入金 費用	事業区分間繰入金 費用
		事業区分間固定資 産移管費用	事業区分間固定資 産移管費用

拠点区分間固定資産移管費用								
その他の特別損失								
特別費用計(9)								
特別増減差額 (10)=(8)-(9)								
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)								
前期繰越活動増減差額 (12)								
当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)								
基本金取崩額(14)								
その他の積立金取崩額 (15)								
その他の積立金積立額 (16)								
次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)								

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

(向) 拠点区分 事業活動計算書  
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位:円)

## 第二号第四様式 (第七条関係)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
介護保険事業収益			
施設介護料収益			
介護報酬収益			
利用者負担金収益 (公費)			
居宅介護料収益			
(介護報酬収益)			
介護予防収益			
介護予防・日常生活支援総合事業収益			
事業費収益			
事業負担金収益 (公費)			
事業負担金収益 (一般)			
利用者等利用料収益			
施設サービス利用料収益			
居宅介護サービス利用料収益			
地域密着型介護サービス利用料収益			
食費収益 (公費)			
食費収益 (-一般)			
居住費収益 (公費)			
居住費収益 (-一般)			
介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益			
その他の利用料収益			
その他の事業収益			
補助金事業収益			
市町村特別事業収益			
受託事業収益			
その他の事業収益 (保険等査定減)			

老人福祉事業収益	
措置事業収益	
事務費収益	
利用者等利用料収益 (公費)	
その他の利用料収益 (一般)	
事業費収益	
その他の利用料収益	
運営事業収益	
管理費収益	
その他の利用料収益	
補助金事業収益	
その他の事業収益	
管理費収益	
その他の事業収益	
管理費収益	
児童福祉事業収益	
措置費収益	
事務費収益	
事業費収益	
私的契約利用料収益	
その他の事業収益	
補助金事業収益	
受託事業収益	
その他の事業収益	
保育事業収益	
施設型給付費収益	
施設型給付費収益	
利用者負担金収益	
特例施設型給付費収益	
地域型保育給付費収益	
利用者負担金収益	
特例地域型保育給付費収益	
利用者負担金収益	
特例地域型保育給付費収益	
利用者負担金収益	
委託費収益	
就労支援事業収益	
(向)事業収益	
障害福祉サービス等事業収益	
自立支援給付費収益	
介護給付費収益	
特例介護給付費収益	
訓練等給付費収益	
特例訓練等給付費収益	
地域相談支援給付費収益	
特例地域相談支援給付費収益	
計画相談支援給付費収益	
障害児施設給付費収益	
特例障害児通所給付費収益	
特例障害児通所給付費収益	
障害児見入所給付費収益	
障害児相談支援給付費収益	
特例障害児相談支援給付費収益	
利用者負担金収益	
特定障害者特別給付費収益	
特例特定障害者特別給付費収益	
特定入所障害児食費等給付費収益	
特定費用収益	
その他の事業収益	
補助金事業収益	
受託事業収益	
その他の事業収益	
(保険等査定減)	
サービス活動増減の部	

(何) 事業収益	生活保護事業収益
措置費収益	
事務費収益	
事業費収益	
授産事業収益	
(何) 事業収益	
利用者負担金収益	
その他の事業収益	
補助金事業収益	
受託事業収益	
その他の事業収益	
医療事業収益	
入院治療収益	
室料差額収益	
外来診療収益	
保健予防活動収益	
受託検査・施設利用収益	
訪問看護事業費収益	
訪問看護利用料収益	
訪問看護その他の利用料収益	
その他の医療事業収益	
補助金事業収益	
受託事業収益	
その他の医業収益	
(保険等査定減)	
(何) 事業収益	
(何) 事業収益	
その他の事業収益	
補助金事業収益	
受託事業収益	
その他の事業収益	
(何) 収益	
(何) 収益	
経常経費寄附金収益	
その他の収益	
サービス活動収益計(1)	

人件費	役員報酬
職員給料	職員賞与
賞与引当金繰入	非常勤職員給与
派遣職員費	退職給付費用
法定福利費	
事業費	
給食費	
介護用品費	
医薬品費	
診療・療養等材料費	
保健衛生費	
医療費	
被服費	
教養娯楽費	
日用品費	
保育材料費	
本人支給金	
水道光熱費	
燃料費	
消耗器具備品費	
保険料	
教育指導費	
就職支援費	
葬祭費	
車輌費	
(何) 費	
雜費	
事務費	
福利厚生費	
職員被服費	
旅費交通費	
研修研究費	
事務消耗品費	

印刷製本費			
水道光熱費			
燃料費			
修繕費			
通信運搬費			
会議費			
広報費			
業務委託費			
手数料			
保険料			
賃借料			
土地・建物賃借料			
租税公課			
保守料			
涉外費			
諸会費			
(何) 費			
雜費			
就労支援事業費用			
就労支援事業販売原価			
期首製品(商品) 檢査高			
当期就労支援事業仕入高			
期末製品(商品) 檢査高			
就労支援事業販管費			
授産事業費用			
(何) 事業費			
(何) 費用			
利用者負担軽減額			
減価却費			
国庫補助金等特別積立金取崩額			
微収不能額			
微収不能引当金繰入			
その他の費用			
サービス活動費用計(2)			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
サービス活動外増減の部			
収益	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 為替差益 雜収益		
サービス活動外収益計(4)			
費用	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のサービス活動外費用 利用者等外給食費 為替差損 雜損失		
サービス活動外費用計(5)			
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		
	経常増減差額(7)=(3)+(6)		
	施設整備等補助金収益 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
収益	固定資産受贈額 (何) 受贈額 固定資産売却益 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 (何) 売却益		

特別増減の部	
事業区分間織入金収益 拠点区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 微収不能引当金戻入益	
特別収益計(8)	
基本金組入額	
資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車両運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 事業区分間織入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失	△×××
△×××	
国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間固定資産移管費用 事業区分間固定資産移管費用 その他特別損失	
特別費用計(9)	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	
当期活動増減差額(1)=(7)+(10)	
前期織越活動増減差額(12)	
当期末織越活動増減差額(13)=(1)+(12)	
基本金取崩額(14)	
その他の積立金取崩額(15)	
(向)積立金取崩額	
その他の積立金積立額(16)	
(向)積立金積立額	
次期織越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	

法人単位貸借対照表						
平成 年 月 日現在						
(単位:円)						
資産の部	負債の部					
当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減	
流动資産			流动负债			
現金預金 有価证券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収益 受取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 短期貸付金			短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年内返済予定設備資金借入金 1年内返済予定長期運営資金借入金 1年内返済予定リース債務 1年内返済予定役員等長期借入金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受收益 仮受金			

※本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。  
※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

第三号第一様式（第七条関係）

貸借対照表内訳表  
平成 年 月 日現在

第三号第二様式(第七条関係)

(単位:円)

仮払金	賞与引当金
その他の流動資産	その他の流動負債
徴収不能引当金	
固定資産	固定負債
基本財産	設備資金借入金
土地	長期運営資金借入金
建物	リース債務
定期預金	役員等長期借入金
投資有価証券	退職給付引当金
その他の固定資産	長期未払金
土地	長期未払り金
建物	その他の固定負債
機械及び装置	負債の部合計
車輛運搬具	純資産の部
器具及び備品	基本金
建設仮勘定	国庫補助金等特別積立金
有形リース資産	その他の積立金
権利	(何)積立金
ソフトウェア	次期繰越活動増減差額
無形リース資産	(うち当期活動増減差額)
投資有価証券	
長期貸付金	
退職給付引当資産	
長期預り金積立資産	
(何)積立資産	
差入保証金	
長期前払費用	
その他の固定資産	
資産の部合計	純資産の部合計
	負債及び純資産の部合計

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。  
※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

その他の固定資産								
土地	1年以内返済予定事業区分	1年以内返済予定長期未払金						
建物	1年以内支払予定長期未払金							
構築物								
機械及び装置								
車両運搬具								
器具及び備品								
建設仮勘定								
有形リース資産								
権利								
ソフトウェア								
無形リース資産								
投資有価証券								
長期貸付金								
事業区分間長期貸付金								
退職給付引当資産								
長期預り金積立資産								
(向)積立資産								
差入保証金								
長期前払費用								
その他の固定資産								
資産の部合計								
流動負債								
短期運営資金借入金								
事業未払金								
その他の未払金								
支払手形								
役員等短期借入金								
1年以内返済予定設備資金借入金								
1年以内返済予定長期運営資金借入金								
1年以内返済予定期限内償還債務								
1年以内返済予定期員等長期借入金								
負債の部合計								
基本金								
国庫補助金等特別積立金								
その他の積立金								
(向)積立金								
次期繰越活動増減差額								
(うち当期活動増減差額)								
純資産の部合計								
負債及び純資産の部合計								

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

(同)事業区分 貸借対照表内訳表  
平成 年 月 日現在

## 第三号第三様式(第七条関係)

定期預金	
投資有価証券	

## その他の固定資産

(単位:円)

勘定科目	(同)拠点	(同)拠点	(同)拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 計
流动資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定長期貸付金						
1年内回収予定事業区分間長期貸付金						
分間長期貸付金						
1年内回収予定拠点区分間長期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
拠点区分間貸付金						
その他の流動資産						
徴収不能引当金						
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						

資産の部合計						
流动負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						

1年以内返済予定役員等 長期借入金						
1年以内返済予定期事業区 分間長期借入金						
1年以内返済予定期拠点区 分間長期借入金						
1年以内支払予定期期末 払込金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
事業区分間借入金						
拠点区分間借入金						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
固定負債						
設備資金借入金 長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
事業区分間長期借入金						
拠点区分間長期借入金						
退職給付引当金						
長期未払金						
長期預り金						
その他の固定負債						
負債の部合計						
基本金						
国庫補助金等特別積立金						
その他の積立金 (何)積立金						

次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適當な科目を追加できるものとする。

第三号第四様式(第七条関係)

(何)拠点区分 貸借対照表  
平成 年 月 日現在  
(単位:円)

資産の部				負債の部		
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債		
現金預金 有価証券 事業未収金				短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金		
未収金 未収補助金 受取手形				支払手形 役員等短期借入金 金借入金		
貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料				1年以内返済予定期運営資金借入金 1年以内返済予定期リース債務 1年以内返済予定期借入金 1年以内返済予定期事業区分間長期借入金 1年以内返済予定期拠点区分間長期借入金 1年以内返済予定期借入金 1年以内支払予定期未払金		
給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用				未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間貸付金		
1年以内回収予定期貸付金 1年以内回収予定期事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定期拠点区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金						

拠点区分間貸付金	仮受金
仮払金	費与引当金
その他の流動資産	その他の流動負債
徴収不能引当金	
固定資産	
基本財産	固定負債
土地	設備資金借入金 長期運営資金借入金
建物	リース債務
投資有価証券	役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金
その他の固定資産	
土地	長期未払金
建物	長期預り金
構築物	その他の固定負債
機械及び装置	
車輛運搬具	
器具及び備品	
建設仮勘定	
有形リース資産	
権利	
ソフトウェア	
無形リース資産	
投資有価証券	
長期貸付金	
事業区分間長期貸付金	
拠点区分間長期貸付金	
退職給付引当資産	
(何)積立資産	
差入保証金	
長期前払費用	
その他の固定資産	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。  
※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

## ○厚生労働省令第八十号

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項、第二十一条第三項及び第二十二条第二項並びに厚生労働省組織令(平成十二年政令第11百五十一号)第一百四十条第三項及び第五十三条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のようて定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条・第八百一条」を「第八百条・第八百一条」に改める。

第三条第一項中「十九人」を「十八人」に改める。

第四条の二の見出し及び同条第一項中「企画室及び」を削り、同条第一項及び第二項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第六条の見出し中「及び研究企画官」を「並びに研究企画官及び医療イノベーション推進官」に改め、同条第一項中「及び研究企画官一人」を「並びに研究企画官及び医療イノベーション推進官(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)」それぞれ一人に改め、同条に次の二項を加える。

5 医療イノベーション推進官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究の成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るもの総括に関する企画及び立案並びに調整に当たる。

第三十二条の二の見出し及び同条第一項中「労働条件確保改善対策室」の下に「及び労働紛争処理業務室」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の総合的な企画及び立案並びに調整に関する事務のうち、児童家庭局の所掌に属するものを除く。

二 都道府県労働局の行う個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての指導に関する事務室(職業安定局及び雇用均等・児童家庭局並びに監督課の所掌に属するものを除く)を設置する。

三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務室(大臣官房、職業安定局及び雇用均等・児童家庭局並びに監督課の所掌に属するものを除く)を設置する。

5 労働紛争処理業務室に、室長を置く。

第五十一条第一項中「六人」を「七人」に改める。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「少子化総合対策室」の下に「及び虐待防止対策推進室」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 虐待防止対策推進室は、児童の虐待の防止に関する事務をつかさどる。

5 虐待防止対策推進室に、室長を置く。

第六十四条第一項中「十四人」を「十三人」に「十人」を「九人」に改め、同条第六項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務。  
二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務。

告

示

## 附則

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

○文部科学省告示第一号  
社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十一年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 駆 浩  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一項第一号中「附則第二条第一項」を「附則第一条第一項各号」に改める。

○厚生労働省告示第一百八十三号  
社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一項第一号中「第三条」を「第一条の二」に、「第四十条第二項第五号」を「第四十一条第二項第二号」に改める。

第一指定期宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条第二号

二 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）第一号イの（6）

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第一百八十八号）第一号

四 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）第三号イの（5）

法律第二百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うこと」がである」と記された同法第二条の二の規定による改正後の「を削り、「六月」を「一月」に改める。

第一指定期宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第一号

二 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）第一号イの（6）

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第一号

四 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）第三号イの（5）

厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第一百八十四号）

厚生労働大臣が定める基準（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第三項の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（附則第三項において「改正

法」という）附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修（附則第二項及び第三

項において「指定研修」という）は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附

則第二項において「法」という）附則第四条第二項に規定する略歴吸引等研修（社会福祉士及び介護

福祉法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の

実地研修を除く。附則第二項及び第三項において同じ）又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四若しくは別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指

定規則（平成二十年厚生労働省令第二号）附則第二条第一項第一号の表、別表第四、別表第四の二若

しくは別表第五の医療的ケアとする。

1 この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

2 二項第一号の告示の施行前に喀痰吸引等研修又は法第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第一号の告示を受けた学校若しくは養成施設若しくは法第四十条第二項第一号若しくは附則第二項第一号の告示を受けた高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケアを修了した者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。

3 この告示の施行前に改正法附則第十四条第一項の規定により喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。

○厚生労働省告示第一百八十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十七号）の施行に伴い、児童福

祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提

供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

（別表の第1の4の注1中「又は第3号口」を「第3号又は第4号」に改め、同4の注2中「第24条第4号」を「第24条第5号」に改める。

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

（別表の第1の4の注1中「又は第3号口」を「第3号又は第4号」に改め、同4の注2中「第24条第4号」を「第24条第5号」に改める。

